

## 市川市長所轄各社会福祉法人 理事長様

令和7年度の市川市社会福祉法人指導監査は、令和7年8月6日から令和8年2月18日までの期間において、10法人に対して実施いたしました。

指摘方法別の件数及び項目別の件数は、それぞれ別表1及び別表2のとおりです。

複数の法人が同じ文書指摘基準に該当するものとして文書指摘とされた事案が、別表3のとおり、法人運営について24件、会計管理について2件ありましたが、その内容は、法人において特に注意を要するものと考えられます。

そこで、今般、複数の法人が同じ文書指摘基準に該当するものとして文書指摘とされた事案について取り上げ、留意点をまとめてみましたので、実務の参考にしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

このほか、厚生労働省の指導監査ガイドラインにより、「内部規程が法令、通知若しくは定款に違反する場合（中略）で、当該規程の変更により是正が可能な場合には、当該規程の変更のための適切な指導を行うこと（中略）指導に当たっては、違反の内容及びその根拠を明確にしたうえで行うこと」とされております（ガイドラインIの冒頭行の＜着眼点＞の3つめ及び4つめの○）。

当所轄庁が、法人の内部規程について変更を指導する場合の基準として用いております、「定款施行細則例」、「評議員選任・解任委員会運営細則例」、「経理規程例」、「役員等の報酬等の支給の基準例（報酬等あり）」及び「役員等の報酬等の支給の基準例（報酬等なし）」については、別記1～別記10として次の市川市公式ウェブサイトに掲載しておりますので、掲載先をご参照ください。

掲載先 URL <http://www.city.ichikawa.lg.jp/page/7153.html> (ページ ID:7153)

【凡例】個別に示すもののほか、本通知に用いる略称は次のとおりです。

- ・法人：社会福祉法人（但し、とくに「社会福祉法人」と明示する必要があるときは、略称を用いない。）
- ・法：社会福祉法（昭和26年法律第45号）
- ・規則：社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）
- ・民法：民法（明治29年法律第89号）
- ・一般法人法：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）
- ・会計省令：社会福祉法人会計基準（平成28年厚生労働省令第79号）
- ・認可通知：「社会福祉法人の認可について（通知）」（平成12年12月1日付け障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長及び厚生省児童家庭局長連名通知）
- ・審査基準：認可通知別紙1「社会福祉法人審査基準」
- ・定款例：認可通知別紙2「社会福祉法人定款例」
- ・運用上の取扱い：「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年3月31日付け雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知）
- ・留意事項：「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」（平成28年3月31日付け雇児総発0331第7号・社援基発0331第2号・障障発0331第2号・老総発0331第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、厚生労働省老健局総務課長連名通知）
- ・ガイドライン：「社会福祉法人指導監査実施要領の制定について」（平成29年4月27日付け雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知）別紙「指導監査ガイドライン」
- ・経営組織：「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直しについて）」の改訂について（平成28年11月11日付け厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）別添「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直しについて）」
- ・経営組織 Q&A：「「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」に関するFAQ」の改訂について（平成28年11月11日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）別添「「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」等に関するQ&A」
- ・入札通知：「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（平成29年3月

- 29日付け雇児総発0329第1号・社援基発0329第1号・障企発0329第1号・老高発0329第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・老健局高齢者支援課長連名通知)
- ・指導監査 Q&A(vol.3)：社会福祉法人に対する指導監査に関するQ&A(vol.3)（平成30年4月16日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡「社会福祉法人に対する指導監査に関するQ&A(vol.3)」の送付について」別添1)
  - ・定款施行細則例改定版：本通知別記1「定款施行細則例改定版」
  - ・評議員選任・解任委員会運営細則例改定版：本通知別記2「評議員選任・解任委員会運営細則例改定版」
  - ・経理規程例改定版：本通知別記3「経理規程例改定版」
  - ・役員等の報酬等の支給の基準例改定版（報酬等あり）：本通知別記4「役員等の報酬等の支給の基準例改定版（報酬等あり）」
  - ・役員等の報酬等の支給の基準例改定版（報酬等なし）：本通知別記5「役員等の報酬等の支給の基準例改定版（報酬等なし）」
  - ・タックスアンサー：国税庁公式webサイトタックスアンサー（よくある質問）

## 目次

第1.【定款が法令若しくは通知に違反する場合又は法人の実情に即していない場合について】	P6
第2.【「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として、定款及び評議員の選任に関する規程に基づく適正な手続による選任がされていない場合について】	P8
第3.【評議員の選任候補者から徴取する就任承諾書の期限について】	P11
第4.【評議員の選任候補者が欠格事由等に該当しないことの確認について】	P12
第5.【在任する評議員の人数が定款で定めた理事の員数及び在任する理事の人数を超えていない場合について】	P16
第6.【評議員会の招集事項の決定及び招集通知の記載について】	P18
第7.【理事の選任候補者から徴取する就任承諾書の期限について】	P26
第8.【「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」に該当する理事の選任について】	P27
第9.【「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」に該当する理事の選任について】	P30
第10.【「社会福祉事業について識見を有する者」に該当する監事の選任について】	P33
第11.【「財務管理について識見を有する者」に該当する監事の選任について】	P35
第12.【理事会の招集通知が省略された場合の理事及び監事の同意について】	P37
第13.【理事に委任することができない重要な業務執行に当たる契約（重要な契約）が理事会の決議を経ていない場合について】	P38
第14.【定款施行細則の誤り又は不備について】	P40
第15.【職員の任免について理事長に委任する範囲が明確に定められていない場合について】	P43
第16.【理事長に委任されていない重要な契約の締結に係る報告を理事会にしていない場合について】	P45
第17.【理事長の理事会に対する専決事項の報告について】	P47
第18.【理事及び監事の報酬等の額の定めについて】	P49
第19.【役員等の報酬等の支給の基準について改善を要する事項について】	P51
第20.【公表された理事の報酬等の支給額について】	P54
第21.【現金残高の確認について】	P57
第22.【基本財産である土地を、その他財産として貸借対照表に計上している場合について】	P58
第23.【登記事項（資産の総額を除く）の変更登記について】	P60
第24.【随意契約を複数業者からの見積もり合わせによらずに行うこと（1社随契）について】	P62

- 別表 1 指摘方法別の件数の集計
- 別表 2 項目別の件数の集計
- 別表 3 複数の法人が同じ文書指摘基準に該当するものとして文書指摘とされた事案
- 
- 別記 1 定款施行細則例改定版
- 別記 2 評議員選任・解任委員会運営細則例改定版
- 別記 3 経理規程例改定版
- 別記 4 役員等の報酬等の支給の基準例改定版（報酬等あり）
- 別記 5 役員等の報酬等の支給の基準例改定版（報酬等なし）
- 別記 6 定款施行細則例改定版(変更箇所明示版)及び定款施行細則例と定款施行細則例改定版の比較表
- 別記 7 評議員選任・解任委員会運営細則例改定版(変更箇所明示版)及び評議員選任・解任委員会運営細則例と評議員選任・解任委員会運営細則例改定版の比較表
- 別記 8 経理規程例改定版(変更箇所明示版)及び経理規程例と経理規程例改定版の比較表
- 別記 9 役員等の報酬等の支給の基準例改定版（報酬等あり）(変更箇所明示版)及び役員等の報酬等の支給の基準例（報酬等あり）と役員等の報酬等の支給の基準例改定版（報酬等あり）の比較表
- 別記 10 役員等の報酬等の支給の基準例改定版（報酬等なし）(変更箇所明示版)及び役員等の報酬等の支給の基準例（報酬等なし）と役員等の報酬等の支給の基準例改定版（報酬等なし）の比較表

## 第1.【定款が法令若しくは通知に違反する場合又は法人の実情に即していない場合について】

定款は、法人の基本的事項を定めるものである（法第31条第1項）が、条文について誤り及び不備があるため、その部分について、適切に法人運営を行うための基準となっていない事案がみられた。

➡ 定款は、法人の基本的事項を定めるものであり、適切に法人運営を行うための基準を定めるものである（法第31条第1項）。

➡ 当所轄庁が定款変更を要するものとして指導しているのは、おおむね次のとおりである。

### ① ガイドラインに定める指摘基準に該当するもの

- ・ 必要的記載事項が記載されていない場合
- ・ 定款に記載された内容と事実が異なる場合

以上については、ガイドラインに、とくに文書指摘によることとすることが明示されている（「社会福祉法人指導監査実施要領の制定について」（平成29年4月27日付け雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知）別紙「指導監査ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）Iの1の1の<指摘基準>）。

### ② 法令等に違反し、又は定款の他の条文と齟齬があるものとして、次のようなもの

- ・ 上位の規程により規定することを委任する定め（厚生労働省の関係通知が定款に規定すべき旨を定める場合を含む。以下、「委任等」という。）がある場合において、規定しなければその委任等の趣旨を果たすことができないと考えられる基本事項に係る規定（例：法令により定款において定めるものとして委任された評議員の選任方法（法第39条）を定める規定や、厚生労働省の関係通知が定款に明記すべき事項として規定する基本財産の処分等に係る所轄庁の承認に関する規定（「社会福祉法人の認可について（通知）」（平成12年12月1日付け障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長及び厚生省児童家庭局長連名通知別紙1「社会福祉法人審査基準」（以下「審査基準」という。）第2の2の（1）のア）等）を欠いているもの
- ・ 法令等に定める義務規定に相当する規定を欠いている場合において、当該義務がないものと誤認させるおそれがあるもの（例：法令は「A、B及びCの場合は…しなければならない。」と規定しているところ、「A及びCの場合は…なければならない。」

と規定し、Bを除外しているものなど)

- ・その他法令等の定め違反し、法令等の解釈を誤らせるおそれがあるもの
- ・定款の他の条文と齟齬があり、法人、役員等（評議員、理事及び監事をいう。以下同じ。）並びに職員の行為を一義的に律することができないもの

③ ①及び②に該当しない場合であっても、規程を制定する理事等の善管注意義務違反があると認められるものとして、次のようなもの

- ・定款において定めるべきこととされている事項に係る定めを欠いているもの（例：本文中「別表のとおり」と規定しているのに、当該「別表」がないもの）
- ・文言に誤りや不適切な部分があり、条文が規範としての体をなしていないもの

④ その他

- ・有用な規定を欠いている場合において、当該規定を設けることが法人運営に資するものと考えられるもの

◇ガイドラインⅠの1の1の<指摘基準>

必要的記載事項が記載されていない場合、又は定款に記載された内容と事実とが異なる場合は、文書指摘によることとする。

◇法第31条第1項

社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生労働省令で定める手続に従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。

以下略

◇審査基準第2の2の（1）のア

基本財産は、法人存立の基礎となるものであるから、これを処分し、又は担保に供する場合には、法第30条に規定する所轄庁の承認を受けなければならない旨を定款に明記すること。

## 第2.【「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として、定款及び評議員の選任に関する規程に基づく適正な手続による選任がされていない場合について】

評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、定款の定めるところにより、選任しなければならない（法第39条）。

ゆえに、法人における評議員の選任の手続においては、評議員候補者が「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」である旨を説明することが必要である（ガイドラインIの3の（1）の1の<着眼点>の3つめの○）が、評議員の選任の手続において、この説明がなされていない事案がみられた。

➡ 評議員を選任するときは、①理事会で評議員選任・解任委員会に提案する選任候補者の選任案を審議する段階及び②評議員選任・解任委員会で選任候補者の選任案を審議する段階の各段階の手続において、評議員選任候補者が特定識見者である旨及びそのように判断した理由を説明しなければならない（ガイドラインIの3の（1）の1の<着眼点>の3つめの○、定款例第6条、評議員選任・解任委員会運営細則例第10条）。

➡ 法人は、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」のうちから、定款の定めに基づき、理事会の決議等の適正な手続により評議員に選任することが必要であり、かつこのように当該評議員を選任したことについて説明責任を果たす必要がある（法第24条第1項、定款例第3条第1項）。

➡ 評議員が「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」のうちから、定款の定めるところより選任されるために必要な「評議員会の決議等について」の「適正な手続」とは、選任手続きにかかわる理事会又は評議員・選任解任委員会の各構成員（理事会にあつては各理事、評議員・選任解任委員会にあつては各委員をいう。以下同じ。）が、当該評議員の選任候補者が「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」に該当すること及びそのように判断した理由を確認したうえで、その責任を伴う十分な意思表示によって行う決議をいう（法第38条、民法第644条、法第45条の16第1項）。

したがって、当該手続きの適正を図るためには、審議に際し、当該評議員の選任案の策定を行った者が、当該評議員の選任候補者が「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」に該当すること及びそのように判断した理由について、十分な説明を行う必要がある（法第38条、民法第644条、法第45条の16第1項）。

➡ 一方、法人が、「理事会の決議等の適正な手続により評議員に選任することが必要であり、かつこのように当該評議員を選任したことについて説明責任を果たす」ためには、評議員の選任候補者の選任案を決議した理事会の議事録及び評議員会の選任を

決議した評議員・選任解任委員会の議事録に、それぞれ、当該評議員会候補者が「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」である旨を説明したことを、そのように判断した理由として説明した内容とともに明確に記録しておかなければならない（第45条の14第6項、定款例第27条、評議員選任・解任委員会運営細則例第14条）。

そして、当該評議員候補者が「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」であると判断した理由として説明した内容の記録については、理事会の議事録にあっては、当該理由を記載した「評議員選任候補者推薦書（案）」を添付し、評議員会の議事録にあっては、当該理由を記載した「評議員選任候補者推薦書」を添付し、それぞれこれらを引用して行うこととして差し支えない。

なお、「評議員選任候補者推薦書」の様式については、評議員選任・解任委員会運営細則例第10条第2項に規定する別記第1号様式「評議員選任候補者推薦書」を参照されたい。

#### ◇法第39条

評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、定款の定めるところにより、選任する。

#### ◇ガイドラインIの3の（1）の1の<着眼点>の3つめの○

法人における評議員の選任の手続においては、評議員候補者が「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」である旨を説明することが必要である。

#### ◇定款例第6条第4項

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

#### ◇評議員選任・解任委員会運営細則例第10条第2号

理事長は、前号の提案を行う場合は、定款第○条第○項（定款例であれば第6条第4項）に定める、当該候補者が「評議員として適任と判断した理由」のほか、「評議員選任候補者推薦書」記載事項について、説明をしなければならない。

#### ◇法第24条第1項（定款例第3条1項同旨）

社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。

◇法第38条

社会福祉法と評議員、役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。

◇民法第644条

受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。

◇法第45条の14第1項（定款例第17条第1項同旨）

理事は、法令及び定款を遵守し、社会福祉法人のため忠実にその職務を行わなければならない。

◇法第45条の14第6項（定款例第27条同旨）

理事会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した理事（定款で議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を当該理事会に出席した理事長とする旨の定めがある場合にあつては、当該理事長）及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

### 第3.【評議員の選任候補者から徴取する就任承諾書の期限について】

法人において整備した定款施行細則の定めに対し、評議員選任・解任委員会に対して、評議員の選任候補者の提案を行う場合に、当該提案を決議する理事会の開催前に、当該評議員の選任候補者として予定している者から就任承諾書を徴していない事案がみられた。

➡ 法人と評議員との関係は、委任に関する規定に従う。そのため、定款の規定に基づき評議員として選任された者が就任を承諾することで、その時点（承諾のときに評議員の任期が開始していない場合は任期の開始時）から評議員となる。また、評議員の役割の重要性に鑑み、就任の意思表示は文書（就任承諾書等）によって行われる必要がある当該文書は法人によって保存される必要がある（法第38条、指導監査ガイドラインIの3の（1）の1の着眼点4つめの○）。

➡ 評議員の選任候補者の提案を行う場合に、当該提案を決議する理事会の開催前に、当該評議員の選任候補者として予定している者から就任承諾書を徴さなければならない（定款細則例第3条第1項第1号）。なお、就任承諾書の様式については、定款施行細則例別記第1号第1様式評議員事前就任承諾書を参照されたい。

#### ◇指導監査ガイドラインIの3の（1）の1の着眼点4つめの○

法人と評議員との関係は、委任に関する規定に従う（法第38条）。そのため、定款の規定に基づき評議員として選任された者が就任を承諾することで、その時点（承諾のときに評議員の任期が開始していない場合は任期の開始時）から評議員となるものであるため、この就任の承諾の有無についての指導監査を行うに当たっては、評議員の役割の重要性に鑑み、文書による確認（就任承諾書の徴収等）によって行う必要がある。なお、評議員の選任の手續において、選任された者に対する委嘱状による委嘱が必要とされるものではないが、法人において、選任された者に委嘱状により評議員に選任された旨を伝達するとともに、就任の意思の確認を行うことは差し支えない。

#### ◇定款細則例第3条第1項第1号

評議員の選任候補者の提案を行う場合には、当該提案を決議する理事会の開催前に、当該評議員の選任候補者として予定している者から次の資料を徴さなければならない。

（1）就任承諾書

以下略

#### 第4.【評議員の選任候補者が欠格事由等に該当しないことの確認について】

法人は、評議員の選任に当たり、評議員選任候補者が欠格事由に該当しないか、役員（理事及び監事）又は当該社会福祉法人の職員を兼ねていないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないか並びに評議員のうちに各評議員又は各役員と特殊の関係にある者が含まれることとならないかについて、確認を行う必要がある（法第40条第1項、第2項、第4項、第5項、規則第2条の7、第2条の8、審査基準第3の1の（6））が、これらの確認を行った上で選任手続きを行っていない事案がみられた。

➡ 法人は、評議員の選任に当たり、評議員候補者が欠格事由に該当しないか、各評議員又は各役員と特殊の関係にないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて、確認を行う必要がある。確認方法としては、履歴書若しくは誓約書等により候補者本人にこれらの者に該当しないことの確認を行う方法で差し支えないが、法人の判断により官公署が発行する書類により確認することも考えられる（ガイドラインⅠの3の（1）の2の着眼点の2つ目の○）。

誓約書の例については、定款施行細則例 別記第1号第2様式 評議員の宣誓書を参考にすること。

➡ 評議員選任候補者の消極事項への該当の有無等の確認は、評議員選任・解任委員会に提案する評議員選任候補者の選任案を理事会で決定するときは、同理事会の開催前に行うこととし、同確認に使用する資料については、同確認に必要な期間を考慮の上、事前に入手すること。

➡ 法人は、社会福祉事業を適正に行うため、事業運営の透明性の確保等を図る経営上の責務を負うものであり（法第24条第1項）、法令等に従い適正に運営を行っていることについて、客観的な資料に基づき自ら説明できるようにすることが求められるため、評議員選任候補者の消極事項への該当の有無等を確認するために使用した資料については、法人において適正に保管しておくこと。

➡ 欠格事由について（法第40条第1項関係）

・法人の社会的信頼性と、適正な運営の確保を図るため、欠格事由を定め、一定の者の選任が制限されている（解説198頁より編集）。

・法定の欠格事由に該当する者を選任する評議員会の決議がなされた場合は、当該決議の内容は法令に違反するものとして無効となる（法第45条の12の規定により準用される一般法人法第265条第2項）（解説198頁）。

・在任中に欠格事由に該当するに至った場合には、その時からその者は資格の喪失によって退任し、当然に評議員としての地位を失うことになる（解説198頁）。

・欠格事由については、法第40条第1項各号を確認すること。

➡ 兼職禁止について（法第40条第2項関係）

・評議員は、評議員会の構成員として、理事の選任・解任を通じて、理事の業務執行を監督する立場にあるため、自らが評議員を務める法人の理事を兼ねることはできない（法第40条第2項）（経営組織第2章の（2）のウより編集）。

➡ 暴力団員等の反社会的勢力の者について（審査基準第3の1の（6）関係）

・法人の業務の高い公益性に鑑み、法人は「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下、「暴力団員等」という。）」をはじめとする「反社会的勢力の者」と関わりを持つてはならず、従前より、審査基準第3の1の（6）に基づき、これらの者については、評議員候補者から排除してきたところである（ガイドラインIの3の（1）の2の着眼点の1つ目の○及び解説198～199頁より編集）。

・「反社会的勢力」については、その形態が多様であり、また、その時々々の社会情勢に応じて変化し得るものであること、暴力団の不透明化や資金獲得活動の巧妙化が進んでいることに留意すること（令和元年12月10日内閣衆質200第112号内閣総理大臣「反社会的勢力の定義に関する質問主意書に対する答弁書」（以下、「首相答弁書」という。）より編集）。

➡ 評議員のうちに各評議員及び理事と特殊の関係にある者が含まれることとならないかについて（法第40条第4項及び同条第5項関係）

・平成28年改正法においては、評議員会を議決機関として位置づけ、業務執行機関を牽制・監視する役割を担わせたことを踏まえ、評議員に独立した地位を保証する必要があることから。役員及び他の評議員との間で、当該役員及び評議員と親族等特殊関係にある者が含まれてはならないこととしている（解説200頁）。

・評議員は、当該法人の各評議員若しくは各役員と特殊の関係にある者を評議員として選任することができない（法第40条第4項、法第40条第5項、規則第2条の7、規則第2条の8）。

・理事のうちの各理事について特殊の関係がある者については、法第44条第6項、規則第2条の10を確認すること。

◇法第40条第1項

次に掲げる者は、評議員となることができない。

- 一 法人
- 二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 四 前号に該当する者を除くほか、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 五 第五十六条第八項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
- 六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(第百二十八条第一号ニ及び第三号において「暴力団員等」という。)

◇法第40条第2項

評議員は、役員又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。

◇法第40条第4項

評議員のうちには、各評議員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。

◇法第40条第5項

評議員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。

◇規則第2条の7

法第四十条第四項に規定する各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 以下略

◇規則第2条の8

法第四十条第五項に規定する各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

一 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

◇審査基準第3の1の(6)

(6) 暴力団員等の反社会的勢力の者は、評議員又は役員となることはできないこと。

◇ガイドラインIの3の(1)の2の着眼点の2つ目の○

法人は、評議員の選任に当たり、評議員候補者が欠格事由に該当しないか、各評議員又は各役員と特殊の関係にないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて、確認を行う必要がある。確認方法としては、履歴書若しくは誓約書等により候補者本人にこれらの者に該当しないことの確認を行う方法で差し支えないものであるが、法人の判断により官公署が発行する書類により確認することも考えられる。特に、欠格事由の②「精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」の確認方法としては、誓約書等により候補者本人にこれらの者に該当しないことの確認を行う方法で差し支えないが、必要に応じて法人の判断により医師の診断書等により確認することが考えられる。なお、成年被後見人又は被保佐人であることのみをもって当該欠格事由に当たるとすることはできないことに留意が必要である。指導監査を行うに当たっては、法人が何らかの方法によりこれらの事項を確認した上で選任を行っているかについて確認する。

## 第5.【在任する評議員の人数が定款で定めた理事の員数及び在任する理事の人数を超えていない場合について】

在任する評議員の数は定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない（法第40条第3項）ところ、在任する評議員が理事の人数を超えない人数となったにもかかわらず、補充選任を行っていない事案がみられた。

- ➡ 在任する評議員の数は定款で定めた理事の員数を超える数でなければならないが、評議員に欠員が生じた場合又は在任する評議員が理事の人数を超えない人数となった場合は、速やかに補充選任を行わなければならない（法第40条第3項、定款施行細則例第6条）。
- ➡ 定款で定めた評議員の員数が定款で定めた理事の員数を超えていればよいということではないことに留意すること（ガイドラインIの3の（1）の3の着眼点）。
- ➡ 法又は定款で定めた評議員の員数が欠けた場合には、法人は定款で定める選任方法により、後任の評議員を選任する必要があるが、後任の評議員を選任する手続きに日時を要する場合や、後任者の選任の懈怠によって運営に混乱が生ずる場合も考えられるため、退任事由のうち、任期満了又は辞任によるときには、後任者が就任するまで退任者は評議員としての権利義務を有し、その職務を続行することとなる。なお、この規定は評議員に欠員が生じた際に、その職責を果たすべく、理事への牽制・監督機能の実効性を担保するためである（法第42条第1項、解説206頁）が、死亡による退任はこの限りではないため、速やかに後任者を選任すること。

### ◇法第40条第3項

3 評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない。

### ◇定款施行細則例第6条

評議員に欠員が生じた場合又は在任する評議員が理事の人数を超えない人数となった場合は、速やかに補充選任を行うものとする。

### ◇ガイドラインIの3の（1）の3の着眼点

評議員の数は定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない（法第40条第3項。注）。指導監査を行うに当たっては、在任する評議員の人数が定款で定めた理事の員数及び在任する理事の人数を超えているかについて確認する。

なお、定款で定めた評議員の員数が定款で定めた理事の員数を超えていればよいということではないことに留意する必要がある。

◇法第42条第1項

この法律又は定款で定めた評議員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員(次項の一時評議員の職務を行うべき者を含む。)が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

## 第6.【評議員会の招集事項の決定及び招集通知の記載について】

評議員会の招集通知には、理事会の決議により、①評議員会の日時及び場所、②評議員会の目的である事項がある場合は当該事項、及び③評議員会の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）の概要（議案が確定していない場合はその旨。）を定め、これらを記載することとされている（法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条・第182条、規則第2条の12、定款施行細則例第9条第1項）ところ、理事会において「評議員会の目的である事項に係る議案の概要」を定めておらず、評議員会の招集通知に記載していない事案がみられた。

### 1. 評議員会の招集事項の決定について

#### ➡ 議題と議案について

- ・「評議員会の目的」とは評議員会で取り上げる議題のことをいい、決議すべき議案を伴う決議事項と、同議案を伴わない報告事項がある（「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直しについて）」の改訂について（平成28年11月11日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）別添「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直しについて）」（以下「経営組織」という。）第2章（6）ア（ア）、社会福祉法の解説（新版 社会福祉法令研究会編集）（以下「解説」という。）第240頁）。

・「議案」とは、決議事項に係る、決議の対象となる原案（具体的な提案）のことをいう。

- ・「議題」と「議案」の違いを例示すればとおりである。

議題・・・「理事〇名の選任の件」

議案・・・「〇〇を理事とすること」

※ただし、実務慣習上、議事録や招集通知で、決議事項である議題を、表記上「第〇号議案」と記載することがあるので、混同しないよう注意が必要である。

#### ➡ 評議員会の目的である事項が議案となる議案（以下「議題議案」という。）について

- ・議案の概要の決定を要しない理由

法が、理事会の決議により「評議員会の目的である事項に係る議案の概要」を評議員会の招集事項として決定し、招集通知に記載すべきこととした趣旨は、評議員員に対して、事前に、決議事項に係る議題とともに、理事会の決定した議案の概要を通知して準備の機会を与え、もって、評議員会の審議を充実させることに

より、ガバナンスの強化を図ろうとするところにあるが、この趣旨は、議題議案についても当然妥当する。

ゆえに、議題議案についても、理事会の決議により議案の概要を決定し、評議員に対して事前に通知する必要があることに変わりはないが、議題議案については、理事会の決議により議案を評議員会の目的である事項として決定し、評議員に通知しなければならない（法第45条の9第10項において準用する一般法人法第181条第1項第2号、第182条）ことから、重ねて、別途議案の概要を決定して評議員に通知する必要はなく、規則第2条の12に規定する「議案」のカッコ書きはこのことを明らかにしたものと解される。

#### ・ 議題議案の例示

議案に対する理事会の決議が、①単に評議員会に提案する一議案を決定するものではなく、法令又は定款の規定により、評議員会の決議とともに、法人の決議の成立要件とされているもの、②議題がその性質上議案となるもの、及び③理事会で、任意に特定の議案について、評議員会の目的である事項とすることを決議したものが想定される。

①の例としては、法令又は定款に、「理事会の承認を受けた〇〇について評議員会の承認を受けなければならない」、「理事会及び評議員会の承認を受けなければならない」等規定しているものであって、計算書類の承認に関する議案（法第45条の30第1項、第2項）、財産目録の承認に関する議案（規則第2条の40、法第45条の30第1項、第2項）、基本財産の処分に関する議案（定款例であれば第29条）等が該当する。

②の例としては、「A理事の解任の件」、「B理事の責任免除の件」等が該当する。

③の例としては、理事会で、特定の者を理事に選任する議案について、評議員会の目的である事項とする決議をした場合等が該当する。

#### ・ 議題議案の留意事項

議題議案については、当該議案を評議員会の目的である事項として定めて評議員に通知しなければならない（法第45条の9第10項において準用する一般法人法第181条第1項第2号、第182条）こと、及び評議員が当該議案と異なる対案を提案することは、議題の範囲外となるため、することができない（法第45条の8第4項により準用される一般法人法第185条、経営組織 Q&A 問24の答）ことに留意する必要がある。

・招集通知の省略による議題議案の通知の省略

評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、法第45条の9第10項において準用する一般法人法第182条に規定する手続きを経ることなく開催することができる（法第45条の9第10項において準用する一般法人法第183条）ところ、議題議案に係る議題及び議案の通知も、評議員の全員の同意により省略することのできる法第45条の9第10項において準用する一般法人法第182条に規定する手続きに含まれる。

しかしながら、理事は、定時評議員会に提出し、その承認を受けなければならない理事会の承認を受けた計算書類及び財産目録については、別途法第45条の29及び規則第2条の40第2項の規定により、評議員に対し、監査報告とともに提供しなければならないため、評議員の全員の同意があってもその提供を省略することができない。この場合、当該理事会の承認を受けた計算書類及び財産目録並びに監査報告の評議員に対する提供は、本来評議員会の招集通知に際して提供すべきものであるから、評議員会の招集通知の発出期限である、評議員会の日の1週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに行うこと（令和2年9月23日付け千葉県健康福祉部健康福祉指導課法人指導班回答による。）。

➡ 議案の概要の内容について

理事会において議案の概要を成文化して定め、たうえで評議員に通知することのほか、理事会において「『議案の概要』は別添の議案書のとおり。」と定め、招集通知にも同様に記載したうえで、評議員に当該各議案書の全文を添付して送付することとしても差し支えない。

➡ 「招集通知（案）」の作成について

招集事項を記載した「招集通知（案）」を配布して説明を行い、理事会の承認を得ることが適当である。

➡ 評議員会の招集事項を決議した理事会議事録の記載例は、次のとおりである。

例1：招集事項を記載した「招集通知（案）」及び評議員会の決議事項に関する各「議案書」を配布して説明を行い、理事会の承認を得た場合

この場合は、理事会により承認された「招集通知（案）」写し及び評議員会に提出する各「議案書」写しを議事録と一体のものとして合綴しておくこと。

「第〇号議案 評議員会の招集事項の決定の件について

理事長より、評議員会について、別添の招集通知（案）のとおり招集事項を定めて開催したい旨の説明があった。

議長が本件議案の承認について、議場に諮ったところ、出席理事全員異議なく、原案のとおり承認可決された。」

【理事会議事録添付する招集通知（案）に記載する「招集事項」の記載例】

「1 日時 ○年○月○日（○曜日） ○時○分から

2 場所 社会福祉法人○○会 本部会議室

3 評議員会の目的である事項（議題）

(1) 決議事項

第1号議案 ○年度計算書類及び財産目録の承認の件

第2号議案 任期満了に伴う理事6名及び監事2名の選任の件

第3号議案 理事の報酬等の額及び監事の報酬等の額の決定の件

第4号議案 役員等の報酬等の支給の基準の承認の件

第5号議案 定款の変更の件

(2) 報告事項

第1号報告 ○年度事業報告の内容の報告の件

4 議案の概要

第2号議案 別添「役員候補者推薦書」のとおり。

第3号議案 別添「理事の報酬等の額及び監事の報酬等の額（案）」のとおり。

第4号議案 別添「役員等の報酬等の支給の基準（案）」のとおり。

第5号議案 別添「定款の変更（案）」のとおり。」

例2：招集事項に記載した「招集通知（案）」を配布せず、評議員会の決議事項に関する各「議案書」のみ配布して説明を行い、理事会の承認を得た場合

この場合は、招集通知に記載すべき事項を議事録に記載するとともに、評議員会の決議事項に関する各「議案書」写しを議事録と一体のものとして合綴しておくこと。

「第○号議案 評議員会の招集事項の決定の件について

理事長より、評議員会について、次のとおり招集事項を定めて開催したい旨の説明があった。

・日時 ○年○月○日（○曜日） ○時○分から

・場所 社会福祉法人○○会 本部会議室

・評議員会の目的である事項（議題）

(1) 決議事項

第1号議案 ○年度計算書類及び財産目録の承認の件

- 第2号議案 理事6名及び監事2名の選任の件
- 第3号議案 理事の報酬等の額及び監事の報酬等の額の決定の件
- 第4号議案 役員等の報酬等の支給の基準の承認の件
- 第5号議案 定款の変更の件

(2) 報告事項

- 第1号報告 ○年度事業報告の内容の報告の件

・ **議案の概要**

- 第2号議案 別添「役員候補者推薦書」のとおり。
- 第3号議案 別添「理事の報酬等の額及び監事の報酬等の額（案）」のとおり。
- 第4号議案 別添「役員等の報酬等の支給の基準（案）」のとおり。
- 第5号議案 別添「定款の変更（案）」のとおり。

議長が本件議案の承認について、議場に諮ったところ、出席理事全員異議なく、原案のとおり承認可決された。」

2. 評議員会の招集通知の記載について

理事が評議員会を招集する場合は、招集通知に、理事会の決議により決定した、①評議員会の日時及び場所、②評議員会の目的である事項がある場合は当該事項、及び③評議員会の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）の概要（議案が確定していない場合はその旨。）を漏れなく記載して、評議員に発しなければならない（法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条第1項・第182条、規則第2条の12）。

◇法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条第1項第1号から第3号まで

評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 評議員会の日時及び場所
- 二 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

◇規則第2条の12

法第45条の9第10項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条第1項第3号に規定する厚生労働省令で定める事項は、評議員会の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）の概要（議案が確定していない場合にあっては、その旨）とする。

◇経営組織第2章（6）ア（ア）

（冒頭略）なお、評議員は、理事に対し、評議員会の目的である事項（以下「議題」という。）及び…（以下略）

◇解説第240頁（後ろから3行目）

評議員会の目的とは、評議員会で取り上げる議題のことをいい、これには決議事項と報告事項とがある。

◇法第45条の9第10項において準用する一般法人法第182条

評議員会を招集するには、理事（社会福祉法第45の9第5項の規定により評議員が評議員会を招集する場合にあっては、当該評議員。次項において同じ。）は、評議員会の日の一週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、評議員に対して、書面でその通知を発しなければならない。

2 理事は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、評議員の承諾を得て、電磁的方法（社会福祉法第34条の2第2項第4号に規定する電磁的方法をいう。）により通知を発することができる。この場合において、当該理事は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

3 前2項の通知には、前条第1項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

◇法第45条の28第3項

第1項又は前項の監査を受けた計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、理事会の承認を受けなければならない。

◇法第45条の30第1項及び第2項

理事は、第45条の28第3項の承認を受けた計算書類及び事業報告を定時評議員会に提出し、又は提供しなければならない。

2 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、定時評議員会の承認を受けなければならない。

◇規則第2条の40

法第45条の34第1項第1号に掲げる財産目録は、定時評議員会（法第45条の31の規定の適用がある場合にあっては、理事会）の承認を受けなければならない。

2 法第45条の28から第45条の31まで及び第2条の26から第2条の39までの規定は、社会福祉法人が前項の財産目録に係る同項の承認を受けるための手続について準用する。

◇定款例第29条

基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、〔所轄庁〕の承認を得なければならない。（以下略）

◇法第45条の8第4項により準用される一般法人法第185条

評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。（以下略）

◇経営組織 Q&A 問24

評議員会で役員を選任・解任の決議を行う場合、議題に記載されている者以外の者を選任又は解任することが可能か。例えば、「Aを役員として選任する件」という議題について、評議員が「Bを選任する」という議案を提案することは可能か。

（答）

1. 評議員は、評議員会の場において、議題の範囲内で議案を提案することができる（法第45条の8第4項で準用する一般法人法第185条）とされている。

2. 議題が「役員を選任（解任）する件」であれば、理事提案の「Aを選任（解任）する」という議案に対し、「Bを選任（解任）する」という提案を行うことは可能。

3. これに対し、議題が「Aを選任（解任）する件」であれば、「Bを選任（解任）する」という議案は、当該議題の範囲外であるため、このような提案を行うことはできない。

◇法第45条の9第10項により準用される一般法人法第183条

前条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

◇法第45条の29

理事は、定時評議員会の招集の通知に際して、厚生労働省令で定めるところにより、評議員に対し、前条第3項の承認を受けた計算書類及び事業報告並びに監査報告（同条第2項の規定の適用がある場合にあつては、会計監査報告を含む。）を提供しなければならない。

## 第7.【理事の選任候補者から徴取する就任承諾書の期限について】

法人において整備した定款施行細則の定めに対し、評議員会に対して、理事の選任候補者の提案を行う場合に、当該提案を決議する理事会の開催前に、当該理事の選任候補者として予定している者から就任承諾書を徴していない事案がみられた。

➡ 法人と理事との関係は、評議員と同様に委任に関する規定に従う。そのため、評議員会により選任された者が就任を承諾することで、その時点（承諾のときに理事の任期が開始していない場合は任期の開始時）から理事となる。また、理事の役割の重要性に鑑み、就任の意思表示は文書（就任承諾書等）によって行われる必要がある当該文書は法人によって保存される必要がある（法第38条、指導監査ガイドラインIの4の（2）の1の着眼点2つめの○）。

➡ 理事の選任候補者の提案を行う場合に、当該提案を決議する理事会の開催前に、当該理事の選任候補者として予定している者から就任承諾書を徴さなければならない（定款細則例第14条第1項第1号）。なお、就任承諾書の様式については、定款施行細則例別記第2号第1様式 役員事前就任承諾書を参照されたい。

### ◇法第38条

社会福祉法人と評議員、役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。

### ◇指導監査ガイドラインIの4の（2）の1の着眼点2つめの○

法人と理事との関係は、評議員と同様に、委任に関する規定に従う（法第38条）。そのため、評議員会により選任された者が就任を承諾したことにより、その時点（承諾のときに理事の任期が開始していない場合は任期の開始時）から理事となることから、この就任の承諾の有無についての指導監査を行うに当たっては、理事の役割の重要性に鑑み、文書による確認（就任承諾書の徴収等）によって行う必要がある。当該文書は法人において保存される必要がある。なお、理事の選任の手続において、選任された者に対する委嘱状による委嘱が必ず必要とされるものではないが、法人において、選任された者に委嘱状により理事に選任された旨を伝達するとともに、就任の意思の確認を行うことは差し支えない。

### ◇定款細則例第14条第1項第1号

理事が、理事会の決議に基づいて、評議員会に役員を選任候補者の提案を行う場合には、当該提案を決議する理事会の開催前に、当該役員を選任候補者として予定している者から次の資料を徴さなければならない。

#### （1）就任承諾書

## 第8.【「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」に該当する理事の選任について】

理事のうちには、「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」が含まれなければならない（法第44条第4項第1号）。

そして、理事のうち「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」が含まれるかどうかの判断基準は、「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」として適正な手続に基づいて選任された理事が存するか否かにより判断するところ（ガイドラインⅠの4の（3）の2の＜着眼点＞の2つめの○）、理事のうち「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」として、評議員会の決議等について適正な手続に基づいて選任された理事がない事案がみられた。

➡ 理事のうち「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」が含まれているかどうかの判断基準は、法人において、「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」として、適正な手続により選任した理事がいるか否かによる（ガイドラインⅠの4の（3）の2の＜着眼点＞の2つめの○、＜指摘基準＞の1つめの・）。

特定の資格や経歴を有する理事がいるという事実や、役員名簿や現況報告書にその旨の記載のある理事がいるという事実、理事長がそのように認めている理事がいる等の事実によるものではない。

➡ 法人は、実体上「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」に該当する者を、「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」として、評議員会の決議等（注1）について適正な手続により理事に選任することが必要であり、かつこのように当該理事を選任したことについて説明責任を果たす必要がある（法第24条第1項、第45条の16第1項、定款例第3条第1項、第17条第1項）。

➡ 理事のうち「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」が含まれるために必要な「評議員会の決議等について」の「適正な手続」とは、選任手続にかかわる理事会又は評議員会の各構成員（理事会にあつては各理事、評議員会にあつては各評議員をいう。以下同じ。）が、当該理事の選任候補者が「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」に該当すること及びそのように判断した理由を確認したうえで、その責任を伴う十分な意思表示によって行う決議をいう（法第38条、民法第644条、法第45条の16第1項）。

したがって、当該手続の適正を図るためには、審議に際し、当該理事の選任案の策定を行った者が、当該理事の選任候補者が「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」に該当すること及びそのように判断した理由について、十分な説明を行う必要がある（法第38条、民法第644条、法第45条の16第1項）。

➡ 一方、法人が、「評議員会の決議等について適正な手続に基づいて選任したことについて説明責任を果たす」ためには、理事の選任候補者の選任案を決議した理事会の議事録及び理事の選任を決議した評議員会の議事録に、それぞれ、当該理事候補者が「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」である旨を説明したことを、そのように判断した理由として説明した内容とともに明確に記録しておかなければならない（法第45条の11第1項、第45条の14第6項、定款例第14条第1項、第27条）。

そして、当該理事候補者が「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」であると判断した理由として説明した内容の記録については、理事会の議事録にあっては、当該理由を記載した「役員候補者推薦書（案）」を添付し、評議員会の議事録にあっては、当該理由を記載した「役員候補者推薦書」を添付し、それぞれこれらを引用して行うこととして差し支えない。

なお、「役員候補者推薦書」の様式については、定款施行細則例別記第2号第3様式役員選任候補者推薦書を参照されたい。

◇法第44条第4項第1号

理事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない。

- 一 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者

◇法第45条の16第1項（定款例第17条第1項同旨）

理事は、法令及び定款を遵守し、社会福祉法人のため忠実にその職務を行わなければならない。

◇ガイドラインIの4の（3）の2の<着眼点>の2つめの○

「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」については、法人において、「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」として適正な手続により選任されている限り、制限を受けるものではない。

◇ガイドラインIの4の（3）の2の<指摘基準>の1つめの・

次の場合は文書指摘によることとする。

- ・理事のうち「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」として、評議員会の決議等について適正な手続に基づいて選任された者がいない場合

◇法第24条第1項（定款例第3条第1項同旨）

社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。

◇法第45条の16第1項（定款例第17条第1項同旨）

理事は、法令及び定款を遵守し、社会福祉法人のため忠実にその職務を行わなければならない。

◇法第38条

社会福祉法人と評議員、役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。

◇民法第644条

受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。

◇法第45条の11第1項（定款例第14条第1項同旨）

評議員会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

◇第45条の14第6項（定款例第27条同旨）

理事会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した理事（定款で議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を当該理事会に出席した理事長とする旨の定めがある場合にあつては、当該理事長）及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

（注1）本稿は、理事が、理事会の決議に基づいて、評議員会に役員を選任候補者の提案を行う場合（定款施行細則例第14条第1項参照。）を想定して記載する。評議員が法第45条の8第4項により準用される一般法人法第185条の規定により、役員選任に係る議案を提出する場合、及び監事が法第43条第3項の規定により準用される一般法人法第72条第2項の規定により、理事に対し監事を選任に関する議案を評議員会に提出することを請求する場合（定款施行細則例第14条の2参照。）は、「評議員会の決議等」に理事会の決議は含まれないことに留意すること。以下、第2から第4までにおいて同じ。

## 第9.【「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」に該当する理事の選任について】

理事のうちには、「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」が含まなければならない（法第44条第4項第2号）。

理事のうち「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」が含まれるかどうかの判断基準は、法人において、「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」として、適正な手続により選任した理事が存するか否かにより判断する（ガイドラインIの4の（3）の2の＜着眼点＞の2つめの○、＜指摘基準＞の2つめの・）ところ、理事のうち「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」として、評議員会の決議等について適正な手続により選任した理事がいない事案がみられた。

➡ 理事のうち「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」が含まれているかどうかの判断基準は、法人において、「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」として、適正な手続により選任した理事がいるか否かによる（ガイドラインIの4の（3）の2の＜着眼点＞の2つめの○、＜指摘基準＞の2つめの・）。

特定の資格や経歴を有する理事がいるという事実や、役員名簿や現況報告書にその旨の記載のある理事がいるという事実、理事長がそのように認めている理事がいる等の事実によるものではない。

➡ 法人は、実体上「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」に該当する者を、「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」として、評議員会の決議等について適正な手続により理事に選任することが必要であり、かつこのように当該理事を選任したことについて説明責任を果たす必要がある（法第24条第1項、第45条の16第1項、定款例第3条第1項、第17条第1項）。

➡ 理事のうち「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」が含まれるために必要な「評議員会の決議等について」の「適正な手続」とは、選任手続にかかわる理事会又は評議員会の各構成員が、当該理事の選任候補者が「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」に該当すること及びそのように判断した理由を確認したうえで、その責任を伴う十分な意思表示によって行う決議をいう（法第38条、民法第644条、法第45条の16第1項）。

したがって、当該手続の適正を図るためには、審議に際し、当該理事の選任案の策定を行った者が、当該理事の選任候補者が「当該社会福祉法人が行う事業の区域に

における福祉に関する実情に通じている者」に該当すること及びそのように判断した理由について、十分な説明を行う必要がある（法第38条、民法第644条、法第45条の16第1項）。

➡ 一方、法人が、「評議員会の決議等について適正な手続に基づいて選任したことについて説明責任を果たす」ためには、理事の選任候補者の選任案を決議した理事会の議事録及び理事の選任を決議した評議員会の議事録に、それぞれ、当該理事候補者が「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」である旨を説明したことを、そのように判断した理由として説明した内容とともに明確に記録しておかなければならない（法第45条の11第1項、第45条の14第6項、定款例第14条第1項、第27条）。

そして、当該理事候補者が「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」であると判断した理由として説明した内容の記録については、理事会の議事録にあつては、当該理由を記載した「役員候補者推薦書（案）」を添付し、評議員会の議事録にあつては、当該理由を記載した「役員候補者推薦書」を添付し、それぞれこれらを引用して行うこととして差し支えない。

なお、「役員候補者推薦書」の様式については、定款施行細則例別記第2号第3様式役員選任候補者推薦書を参照されたい。

◇法第44条第4項第2号

理事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない。

二 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者

◇ガイドラインIの4の(3)の2の<着眼点>の2つめの○

「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」については、法人において、「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」として適正な手続により選任されている限り、制限を受けるものではない。

◇ガイドラインIの4の(3)の2の<指摘基準>の2つめの・

次の場合は文書指摘によることとする。

・理事のうち「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」として、評議員会の決議等について適正な手続に基づいて選任された者がいない場合

※以下の条文については、第8に掲げるものを参照されたい。以下同じ。

◇法第24条第1項（定款例第3条第1項同旨）

◇法第45条の16第1項（定款例第17条第1項同旨）

◇法第38条

◇民法第644条

◇法第45条の11第1項（定款例第14条第1項同旨）

◇第45条の14第6項（定款例第27条同旨）

## 第10.【「社会福祉事業について識見を有する者」に該当する監事の選任について】

監事のうちには、「社会福祉事業について識見を有する者」が含まれなければならない（法第44条第5項第1号）。

監事のうちに「社会福祉事業について識見を有する者」が含まれるかどうかの判断基準は、法人において、「社会福祉事業について識見を有する者」として、適正な手続により選任した監事が存するか否かにより判断する（ガイドラインⅠの5の（2）の3の<着眼点>の2つめの○、<指摘基準>の1つめの・）ところ、監事のうちに「社会福祉事業について識見を有する者」として、評議員会の決議等について適正な手続により選任した監事がない事案がみられた。

➡ 監事のうちに「社会福祉事業について識見を有する者」が含まれているかどうかの判断基準は、法人において、「社会福祉事業について識見を有する者」として、適正な手続により選任した監事があるか否かによる（ガイドラインⅠの5の（2）の3の<着眼点>の2つめの○、<指摘基準>の1つめの・）。

特定の資格や経歴を有する監事がいるという事実や、役員名簿や現況報告書にその旨の記載のある監事がいるという事実、理事長がそのように認めている監事がいる等の事実によるものではない。

➡ 法人は、実体上「社会福祉事業について識見を有する者」に該当する者を、「社会福祉事業について識見を有する者」として、評議員会の決議等について適正な手続により監事に選任することが必要であり、かつこのように当該監事を選任したことについて説明責任を果たす必要がある（法第24条第1項、第45条の16第1項、定款例第3条第1項、第17条第1項）。

➡ 監事のうちに「社会福祉事業について識見を有する者」が含まれるために必要な「評議員会の決議等について」の「適正な手続」とは、選任手続にかかわる理事会又は評議員会の各構成員が、当該監事の選任候補者が「社会福祉事業について識見を有する者」に該当すること及びそのように判断した理由を確認したうえで、その責任を伴う十分な意思表示によって行う決議をいう（法第38条、民法第644条、法第45条の16第1項）。

したがって、当該手続の適正を図るためには、審議に際し、当該監事の選任案の策定を行った者が、当該監事の選任候補者が「社会福祉事業について識見を有する者」に該当すること及びそのように判断した理由について、十分な説明を行う必要がある（法第38条、民法第644条、法第45条の16第1項）。

➡ 一方、法人が、「評議員会の決議等について適正な手続に基づいて選任したことについて説明責任を果たす」ためには、監事の選任候補者の選任案を決議した理事会の

議事録及び監事の選任を決議した評議員会の議事録に、それぞれ、当該監事候補者が「社会福祉事業について識見を有する者」である旨を説明したことを、そのように判断した理由として説明した内容とともに明確に記録しておかなければならない（法第45条の11第1項、第45条の14第6項、定款例第14条第1項、第27条）。

そして、当該監事候補者が「社会福祉事業について識見を有する者」であると判断した理由として説明した内容の記録については、理事会の議事録にあつては、当該理由を記載した「役員候補者推薦書（案）」を添付し、評議員会の議事録にあつては、当該理由を記載した「役員候補者推薦書」を添付し、それぞれこれらを引用して行うこととして差し支えない。

なお、「役員候補者推薦書」の様式については、定款施行細則例別記第2号第3様式役員選任候補者推薦書を参照されたい。

◇法第44条第5項第1号

監事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない。

一 社会福祉事業について識見を有する者

◇ガイドラインIの5の（2）の3の<着眼点>の2つめの○

「社会福祉事業について識見を有する者」については、法人において、「社会福祉事業について識見を有する者」として適正な手続により選任されている限り、制限を受けるものではない。

◇ガイドラインIの5の（2）の3の<指摘基準>の1つめの・

次の場合は文書指摘によることとする。

・監事のうちに「社会福祉事業について識見を有する者」として、評議員会の決議等について適正な手続に基づいて選任された者がいない場合

## 第11.【「財務管理について識見を有する者」に該当する監事の選任について】

監事のうちには、「財務管理について識見を有する者」が含まなければならない(法第44条第5項第2号)。

監事のうちに「財務管理について識見を有する者」が含まれるかどうかの判断基準は、法人において、「財務管理について識見を有する者」として、適正な手続により選任した監事が存するか否かにより判断する(ガイドラインIの5の(2)の3の<着眼点>の2つめの○、<指摘基準>の2つめの・)ところ、監事のうちに「財務管理について識見を有する者」として、評議員会の決議等について適正な手続により選任した監事がない事案がみられた。

➡ 監事のうちに「財務管理について識見を有する者」が含まれているかどうかの判断基準は、法人において、「財務管理について識見を有する者」として、適正な手続により選任した監事があるか否かによる(ガイドラインIの5の(2)の3の<着眼点>の2つめの○、<指摘基準>の2つめの・)。

特定の資格や経歴を有する監事がいるという事実や、役員名簿や現況報告書にその旨の記載のある監事がいるという事実、理事長がそのように認めている監事がいる等の事実によるものではない。

➡ 法人は、実体上「財務管理について識見を有する者」に該当する者を、「財務管理について識見を有する者」として、評議員会の決議等について適正な手続により監事に選任することが必要であり、かつこのように当該監事を選任したことについて説明責任を果たす必要がある(法第24条第1項、第45条の16第1項、定款例第3条第1項、第17条第1項)。

➡ 監事のうちに「財務管理について識見を有する者」が含まれるために必要な「評議員会の決議等について」の「適正な手続」とは、選任手続にかかわる理事会又は評議員会の各構成員が、当該監事を選任候補者が「財務管理について識見を有する者」に該当すること及びそのように判断した理由を確認したうえで、その責任を伴う十分な意思表示によって行う決議をいう(法第38条、民法第644条、法第45条の16第1項)。

したがって、当該手続の適正を図るためには、審議に際し、当該監事を選任案の策定を行った者が、当該監事を選任候補者が「財務管理について識見を有する者」に該当すること及びそのように判断した理由について、十分な説明を行う必要がある(法第38条、民法第644条、法第45条の16第1項)。

➡ 一方、法人が、「評議員会の決議等について適正な手続に基づいて選任したことについて説明責任を果たす」ためには、監事を選任候補者の選任案を決議した理事会の

議事録及び監事の選任を決議した評議員会の議事録に、それぞれ、当該監事候補者が「財務管理について識見を有する者」である旨を説明したことを、そのように判断した理由として説明した内容とともに明確に記録しておかなければならない（法第45条の11第1項、第45条の14第6項、定款例第14条第1項、第27条）。

そして、当該監事候補者が「財務管理について識見を有する者」とであると判断した理由として説明した内容の記録については、理事会の議事録にあつては、当該理由を記載した「役員候補者推薦書（案）」を添付し、評議員会の議事録にあつては、当該理由を記載した「役員候補者推薦書」を添付し、それぞれこれらを引用して行うこととして差し支えない。

なお、「役員候補者推薦書」の様式については、定款施行細則例別記第2号第3様式役員選任候補者推薦書を参照されたい。

◇法第44条第5項第2号

監事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない。

一 財務管理について識見を有する者

◇ガイドラインIの5の(2)の3の<着眼点>の2つめの○

「財務管理について識見を有する者」については、法人において、「財務管理について識見を有する者」として適正な手続により選任されている限り、制限を受けるものではない。

◇ガイドラインIの5の(2)の3の<指摘基準>の2つめの・

次の場合は文書指摘によることとする。

・監事のうちに「財務管理について識見を有する者」として、評議員会の決議等について適正な手続に基づいて選任された者がいない場合

## 第12.【理事会の招集通知が省略された場合の理事及び監事の同意について】

理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集通知を発することなく開催することができる（法第45条の14第9項により準用される一般法人法第94条第2項）が、理事及び監事の全員の同意を得ないで招集通知の省略により理事会を開催している事案がみられた。

➡ 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる（法第45条の14第9項により準用される一般法人法第94条第2項、定款施行細則例第22条第2項）。

➡ なお、理事会の招集通知は、理事会の日の1週間前までに役員全員に通知を発しなければならない（法第45条の14第9項により準用される一般法人法第94条第1項）が、これは役員が会議において十分な議論を行うための準備期間を保障するためである。この趣旨から役員全員の同意があれば招集通知を省略して理事会を開催することができることに留意すること。

### ◇法第45条の14第9項により準用される一般法人法第94条

理事会を招集する者は、理事会の日の1週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

### ◇定款施行細則例第22条第2項

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

### 第13.【理事に委任することができない重要な業務執行に当たる契約（重要な契約）が理事会の決議を経ていない場合について】

法第45条の13第4項の規定により理事に委任することができない重要な業務執行に当たる契約（以下「重要な契約」という。）を締結しようとするときは、あらかじめ、当該契約の申し入れ又は承諾に係る法人の意思を決定するために、理事会決議を行う必要がある（法第45条の13第2項第1号、第4項、民法第522条第1項、入札通知1（8）前段）、また、同決議は、契約内容に法人の意思に基づかない部分を生じないように、相手方に対し申し入れ又は承諾の意思表示を行う契約内容を記した契約書案を作成又は入手の上、当該契約書案のとおり契約を締結することについて行う必要があるところ、重要な契約について、契約を締結する前に理事会を開催し、当該契約の申し入れ又は承諾に係る法人の意思を決定しておらず、また、契約書案により、相手方に対し申し入れ又は承諾の意思表示を行う契約内容の決定を行っていない事案がみられた。

- ➡ 理事会は、法第45条の13第4項に規定する事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。これにより重要な業務執行に当たる契約を締結するときは、あらかじめ理事会決議を行う必要がある。これは、法人の事業運営に大きな影響を及ぼす可能性の高い事項について慎重な決定を行うとともに、一部の理事が独自に決定を行うことによって、混乱した事態を避けるためである（法第45条の13第2項第1号、第4項、民法第522条第1項、入札通知1（8）前段、解説259頁）。
- ➡ また、この理事会決議は、契約内容に法人の意思に基づかない部分を生じないようにするため、相手方に対し申し入れ又は承諾の意思表示を行う契約内容を記した契約書案を提示し、その内容について決議する必要がある（民法第522条第1項、経理規程例第75条）。
- ➡ なお、「重要な契約」とは、内部規程等で理事に委任されている範囲を超える契約と解されることに留意すること。

#### ◇法第45条の13第2項第1号

理事会は、次に掲げる職務を行う。

- 一 社会福祉法人の業務執行の決定

#### ◇法第45条の13第4項

理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- 一 重要な財産の処分及び譲受け
- 二 多額の借財
- 三 重要な役割を担う職員の選任及び解任
- 四 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- 五 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備
- 六 第四十五条の二十二の二において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十四条第一項の規定による定款の定めに基づく第四十五条の二十第一項の責任の免除

◇民法第522条

契約は、契約の内容を示してその締結を申し入れる意思表示（以下「申込み」という。）に対して相手方が承諾をしたときに成立する。2 契約の成立には、法令に特別の定めがある場合を除き、書面の作成その他の方式を具備することを要しない。

◇入札通知1（8）

（8）重要な契約については、法第45条の13第4項に基づき、理事会において決定するとともに、理事長及び業務執行理事は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第45条の16第3項に基づき、契約結果等を理事会に報告しなければならないこと。

#### 第14. 【定款施行細則の誤り又は不備について】

定款施行細則は、法人が法令及び定款の定めに従って適切な法人運営を行うため、法人の運営管理及び業務に関し必要な事項について、理事会において適切に定めなければならないものである（定款例第40条）が、条文に誤り又は不備があるため、その部分について、適切に法人運営を行うための基準となっていない事案がみられた。

- ➡ 定款施行細則は、法人が法令及び定款の定めに従って適切な法人運営を行うため、法人の運営管理及び業務に関し必要な事項を定めるものである（定款例第40条、定款施行細則例第1条）。
  
  - ➡ 定款施行細則を定める理事会を構成する理事は、法人に対して、善良なる管理者の注意をもって、かつ法令及び定款を遵守し、忠実に職務を遂行しなければならない（法第38条、民法第644条、法第45条の16第1項）から、定款施行細則の制定及び改正に際しては、全ての条文について誤り又は不備がないようにし、定款施行細則を、法人が法令及び定款の定めに従って適切な法人運営を行うための基準たりうるものとしなければならない。
  
  - ➡ 法人指導監査においては、定款施行細則を含む内部規程が法令、通知若しくは定款に違反する場合又は当該規程が法人の実情に即していない場合で、当該規程の変更により是正が可能な場合には、当該規程の変更のための指導を行うものとされている（ガイドラインIの冒頭の3つ目の○）。
  
  - ➡ 当所轄庁が定款施行細則の変更を要するものとして、指導することとしている事項は、おおむね次のとおりである。
- ① ガイドラインに定める指摘基準に該当するもの
  
  - ② 法令、通知若しくは定款（以下「法令等」という。）に違反し、又は定款以外の他の内部規程（定款施行細則の他の条文を含む。）と齟齬があるものとして、次のようなもの
    - ・上位の規程により規定することを委任する定め（厚生労働省の関係通知が定款施行細則に規定すべき旨を定める場合を含む。以下「委任等」という。）がある場合において、規定しなければその委任等の趣旨を果たすことができないと考えられる事項（例：厚生労働省の関係通知により定款施行細則に規定しておくべきものとされている定款例第24条に規定する「日常の業務として理事会が定めるもの」（定款例

第24条の（備考）の（1）の①、⑤、⑥及び⑦の各（注）参照。))に係る規定を欠いているもの

- ・法令等に定める義務規定に相当する規定を欠いている場合において、当該義務がないものと誤認させるおそれがあるもの（例：法令は「A、B及びCの場合は…しなければならない。」と規定しているところ、「A及びCの場合は…しなければならない。」と規定し、Bを除外しているものなど）
- ・その他法令等のために違反し、法令等の解釈を誤らせるおそれがあるもの
- ・定款以外の他の内部規程（定款施行細則の他の条文を含む。）と齟齬があり、法人、役員等（評議員、理事及び監事をいう。以下同じ。）及び職員の行為を一義的に律することができないと考えられるもの

③ ①及び②に該当しない場合であっても、規程を制定する理事等の善管注意義務違反があると認められるものとして、次のようなもの

- ・定款施行細則において定めるべきこととされている事項に係る定めを欠いているもの（例：本文中「別表のとおり」と規定しているのに、当該「別表」がないもの）
- ・文言に誤りや不適切な部分があり、条文が規範としての体をなしていないもの

④ その他

- ・当該規定が法人の実情に即していない場合において法人の実情と整合をはかるべく改正することが望ましいもの
- ・有用な規定を欠いている場合において、当該規定を設けることが法人運営に資すると考えられるもの

◇定款例第40条

この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

◇定款施行細則例第1条

この定款施行細則は、社会福祉法人〇〇会（以下「法人」という。）が法令及び定款の定めに従って適切な法人運営を行うため、法人の運営管理及び業務に関し必要な事項を定めることを目的とする。

◇ガイドラインIの冒頭の3つ目の○

内部規程が法令、通知若しくは定款に違反する場合又は当該規程が法人の実情に即していない場合で、当該規程の変更により是正が可能な場合には、当該規程の変更のための適切な指導を行うこととする。

◇定款例第24条の（備考）の（1）

①の（注）理事長が専決できる人事の範囲については、法人としての判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

⑤の（注）理事長が専決できる契約の金額及び範囲については、随意契約によることができる場合の基準も参酌しながら、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

⑥の（注）理事長が専決できる取得等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

⑦の（注）理事長が専決で処分できる固定資産等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

## 第15.【職員の任免について理事長に委任する範囲が明確に定められていない場合について】

理事会は、職員の選任及び解任について、重要な役割を担う職員の選任及び解任を除くほか（法第45条の13第4項第3号）、理事長に委任することができる場所、理事長が専決できる人事の範囲について、あらかじめ法人の定款施行細則等に明確に規定しておくべきである（定款例第24条備考（1）の①の（注））が、理事会の決定により、理事長に委任される範囲が明確に定められていない事案がみられた。

- ➡ 理事会の権限である法人の業務執行の決定（法第45条の13第2項第1号（定款例第24条第1号同旨））については、法人運営に関する重要な事項を除くほか（法第45条の13第4項）、理事長に委任することはできるが、その責任の所在を明らかにするため、委任する権限の内容を予め明確にしておかなければならない（ガイドラインIの6の（1）の3の＜着眼点＞の1つめの○）。
- ➡ 理事長に委任する人事の範囲を定めるに際しては、次の事項に留意すること。
  - ・ 法人運営に関する重要な事項を含まないようにすること。

法人運営に関する重要な事項として、「重要な役割を担う職員の選任及び解任」が含まれる（法第45条の13第4項第3号、定款例第22条第2項）。

「重要な役割」を担う職員の範囲については、法人が実施する事業の内容や規模等に応じて、法人の判断として理事会で決定されるべきものであるが、役職又は役割を具体的に決定しておくべきものである（ガイドラインIの6の（1）の3の＜着眼点＞の2つめの○）。
  - ・ 委任する権限の内容を明確に定めること。

理事長に決定を委任することができない「重要な役割」を担う職員の範囲を具体的に決定したうえで、当該「重要な役割」を担う職員を除く職員の任免を、理事長専決事項とすることとして差し支えない。
- ➡ 理事会の権限の理事への委任は、理事会で定める規程あるいは個別の決議によって行うことができ、法令上、必ずしも規程によらなければならないわけではないが、権限の明確化のため、規程等で定めるべきであり（ガイドラインIの6の（1）の3の＜着眼点＞の1つめの○）、定款施行細則で定めることが適当である（定款例第24条備考（1）の①の（注））。

◇法第45条の13第2項第1号（定款例第24条第1号同旨）

理事会は、次に掲げる職務を行う。

一 社会福祉法人の業務執行の決定

◇法第45条の13第4項第3号

理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

三 重要な役割を担う職員の選任及び解任

◇定款例第22条第2項

この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

◇ガイドラインIの6の(1)の3の<着眼点>の1つめの○

…理事へ権限を委任する際は、その責任の所在を明らかにするため、委任する権限の内容を明確にすべきである。…理事会の権限の理事への委任は、理事会で定める規程あるいは個別の決議によって行うことができ、法令上、必ずしも規程によらなければならないわけではないが、権限の明確化のため、規程等で定めるべきである。…

◇ガイドラインIの6の(1)の3の<着眼点>の2つめの○

…理事に委任することができない上記事項のうち、…「重要な役割」を担う職員…の範囲については、法人が実施する事業の内容や規模等に応じて、法人の判断として理事会で決定されるべきものであるが、理事に委任されている範囲を明確にするため、…役職又は役割…を具体的に決定すべきである。

※次の条文については、第14に掲げるものを参照されたい。

◇定款例第24条備考(1)の①の(注)

## 第16.【理事長に委任されていない重要な契約の締結に係る報告を理事会にしてい ない場合について】

理事長に委任されていない重要な契約を締結したときは、理事長及び業務執行理事は、法第45条の16第3項に基づき、理事会に当該契約結果等を報告しなければならない（入札通知1の（8））が、重要な契約を締結したにもかかわらず、理事長及び業務執行理事が、理事会で契約結果等を報告していない事案がみられた。

➡ 理事長に委任されていない重要な契約を締結したときは、理事長及び業務執行理事は、法第45条の16第3項に基づき、自己の職務の執行状況の状況を報告すべき最初の理事会において当該契約結果等を報告しなければならない（入札通知1の（8））。

➡ この報告については、契約締結前の理事会において決議された契約書案に基づいて作成した、両当事者の署名又は記名及び押印のある契約書の写しを提出して行うこととし、当該契約書案のとおり契約を締結したことを明らかにすることが適当である。

➡ また、社会福祉法人は高い公共性・公益性を有する事業を行う法人であり、多額の公的資金が投入される対象であることから、経営の透明性の確保を図る経営上の責務を負うこととなる。したがって、当該報告を行う際は、適正な運営を行っていることについて、客観的な資料に基づいて説明する必要がある（法第24条第1項、定款例第3条第1項）。

そのため、当該報告は報告書を作成して行うことが適当であり、報告を行った理事会の議事録には、当該理事長及び業務執行理事の報告書を添付するとともに、質問等があった場合の質問及び回答の内容を明確に記録しておくこと（法第45条の14第6項、規則第2条の17第3項第3号）。

➡ この報告書の例及び作成上の留意事項については、定款施行細則例第21条第2項に規定する別記第3号第1様式「職務執行状況報告書（理事長）」及び別記第3号第2様式「職務執行状況報告書（業務執行理事）」を参考にされたい。

### ◇法第45条の16第3項

3 前項各号に掲げる理事は、三月に一回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。ただし、定款で毎会計年度に四月を超える間隔で二回以上その報告をしなければならない旨を定めた場合は、この限りでない。

◇入札通知1の(8)

重要な契約については、法第45条の13第4項に基づき、理事会において決定するとともに、理事長及び業務執行理事は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第45条の16第3項に基づき、契約結果等を理事会に報告しなければならないこと。

◇法第24条第1項

社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。

◇定款例第3条第1項

この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

◇法第45条の14第6項

理事会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した理事(定款で議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を当該理事会に出席した理事長とする旨の定めがある場合にあつては、当該理事長)及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

◇規則第2条の17第3項第3号

- 3 理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
- 三 理事会の議事の経過の要領及びその結果

## 第17.【理事長の理事会に対する専決事項の報告について】

理事長は、日常の業務として理事会が定めるもの（以下「専決事項」という。）について専決したときは、その経過及び結果を理事会に報告しなければならない（法第38条、民法第645条、定款例であれば第24条）が、理事会で、専決事項の報告を適切に行っていない事案がみられた。

➡ 理事長及び業務執行理事は、理事会において、3か月に1回以上（定款で毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上と定めることも可能）、自己の職務の執行の状況についての報告をしなければならない（法第45条の16第3項、定款例第17条第3項）。

➡ この報告は、理事長及び業務執行理事以外の理事が理事長等の職務執行の状況を把握し、その監督機能を発揮させるためのものである。その趣旨から、実際に開催された理事会において報告しなければならないが、法第45条の14第9項により準用される一般法人法第98条第1項に規定する報告の省略は適用されない（同条第2項）ことに留意すること。

➡ なお、理事長等が理事会に報告すべき自己の職務の執行の状況の具体的な内容については、当該報告が理事会による理事長及び業務執行理事に対する職務の執行の監督を機能させるためのものである（法第45条の13第2項第2号）ことから、下記のような事項が含まれる。

### 記

- 理事会で決議した事項に係る執行の状況（経過及び結果）
  - 日常の業務として理事会が定めた理事長への委任事項に係る決定の状況及び執行の状況（注）
  - 決算見込、月次決算（四半期・半期決算）
  - 所轄庁による指導監査の指摘事項及びこれに対する改善の状況
  - 各施設及び事業活動の状況
  - 事業及び経理上生じた重要事項
  - 行政庁への届出のうち重要なもの
  - その他理事会から報告を求められた事項 等
- 注）当該事項にかかる報告は理事長に限る。

以上

➡ 以上述べた報告は、項番第16と同様客観的な資料に基づき説明及び報告する必要があるため、報告書を作成して行うことが適当である（項番第16参照）。

➡ また、前回の報告後、何も専決を行っていない場合は、そのことがわかるように報告することが適当である。

◇法第38条

社会福祉法人と評議員、役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。

◇民法第645条

受任者は、委任者の請求があるときは、いつでも委任事務の処理の状況を報告し、委任が終了した後は、遅滞なくその経過及び結果を報告しなければならない。

◇定款例第24条

理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

◇法第45条の16第3項

3 前項各号に掲げる理事は、三月に一回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。ただし、定款で毎会計年度に四月を超える間隔で二回以上その報告をしなければならない旨を定めた場合は、この限りでない。

◇定款例第17条第3項

3 理事長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

◇法第45条の14第9項により準用される一般法人法第98条

理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第91条第2項の規定による報告については、適用しない。

◇法第45条の13第2項第2号

理事会は、全ての理事で組織する。

二 理事の職務の執行の監督

## 第18.【理事及び監事の報酬等の額の定めについて】

理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当（以下「報酬等」という。）の額（各年度に支給する役員一人当たりの総額又は役員全員の総額）は、定款にその額を定めていない場合には、評議員会の決議によって定める必要がある（法第45条の16第4項により準用される一般法人法第89条、法第45条の18第3項により準用される一般法人法第105条第1項、定款例第21条第1号、経営組織第6章（2）、（3））ところ、定款又は評議員会の決議のいずれによっても定めていない事案がみられた。

➡ 理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当（以下「報酬等」という。）の額（各年度に支給する役員一人当たりの総額又は役員全員の総額）は、定款にその額を定めていない場合には、評議員会の決議によって定める必要がある（法第45条の16第4項により準用される一般法人法第89条、法第45条の18第3項により準用される一般法人法第105条第1項、定款例第21条第1号、経営組織第6章（2）、（3））が、この報酬等の額は、「（一人あたりの）各年度の総額が〇〇〇〇〇〇円を超えない範囲で」のように、総額の範囲について定めることが適当である。

➡ なお、役員の報酬等は無報酬とすることもできるが、その場合は、その旨を定款に記載するか、評議員会の決議により役員の報酬等は無報酬とすることを定めた場合は、法人の事業運営の透明性の向上を図るために情報公開を徹底する観点から、報酬等の支給の基準にも役員の報酬等は無報酬とすることを定めて、これを公開しなければならないことに留意すること（法第24条第1項、定款例第3条第1項、指導監査Q&A(vol.3) 問2の答）。

◇法第45条の16第4項により準用される一般法人法第89条

理事の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として一般社団法人等から受ける財産上の利益をいう。以下同じ。）は、定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定める。

◇法第45条の18第3項により準用される一般法人法第105条第1項

監事の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定める。

◇定款例第21条第1号

理事及び監事に対して、＜例：評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を＞報酬等として支給することができる。

◇経営組織第6章(2)、(3)

(2) 理事の報酬

- ・ 理事の報酬等の額は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定めることとなる(法第45条の16第4項において準用する一般法人法第89条)。

(3) 監事の報酬

- ・ 監事の報酬等の額は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定めることとなる(法第45条の18第3項において準用する一般法人法第105条)。
- ・ 定款又は評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されているときは、その具体的な配分は、監事の協議(全員一致の決定)によって定めることとなる(同条2項)。
- ・ また、監事は、その適正な報酬を確保するため、評議員会において、監事の報酬等について意見を述べることができる(同条3項)。
- ・ 無報酬の場合には、その旨定めることとなる。

◇法第24条第1項

社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。

◇定款例第3条第1項

この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

◇指導監査Q&A(vol.3) 問2の答

役員及び評議員の報酬については、無報酬とすることも認められ、その場合には、原則として、報酬等の額や報酬等の支給基準を定めるときは無報酬である旨を定めることになるが、定款において無報酬と定めた場合については、法令により公表が義務づけられた定款により無報酬であることが確認できるため、支給基準を別途策定する必要はない。一方、役員の報酬等について、評議員会の決議によって定める場合については、別途支給基準を策定する必要がある。

## 第19. 【役員等の報酬等の支給の基準について改善を要する事項について】

理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給の基準は、法人が法人の公益性を確保するため、役員等の報酬等について、厚生労働省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないようにするために定めなければならないものである（法第45条の35第1項）が、条文に誤り又は不備がある事案がみられた。

➡ 法人は、役員等に支給する報酬等について、厚生労働省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならない（法第45条の35第1項）。

➡ そして、その案を策定する理事会を構成する理事は、法人に対して、善良な管理者の注意をもって、かつ法令及び定款を遵守し、忠実に職務を遂行する義務を負う（法第38条、民法第644条、法第45条の16第1項）から、全ての条文について誤りがないようにし、役員等の報酬等の支給の基準を、法人が適正に報酬等の支給を行うための基準たりうるものとしなければならない（法第45条の35第1項）。

また、評議員も、理事と同様に、法人に対して、善良な管理者の注意をもってその職務を遂行する義務を負う（法第38条、民法第644条）から、全ての条文について誤りがないことを確認した上で、役員等の報酬等の支給の基準を承認しなければならない（法第45条の35第2項）。

➡ 当所轄庁が役員等の報酬等の支給の基準の変更を要するものとして、指導することとしている事項は、おおむね以下のとおりである。

①ガイドラインに定める指摘基準に該当するもの

②法令等に違反し、又は定款その他の内部規程（役員等の報酬等の支給の基準の他の条文を含む。以下同じ。）と齟齬があるものとして、次のようなもの

・上位の規程により規定することを委任する定め（厚生労働省の関係通知が定款施行細則に規定すべき旨を定める場合を含む。以下、「委任等」という。）がある場合において、規定しなければその委任等の趣旨を果たすことができないと考えられる事項（例：「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直しについて）」の改訂について（平成28年11月11日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）別添「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組

織の見直しについて)」(以下「経営組織」という。)により役員等の報酬等の支給の基準に規定しておくべきものとされている経営組織の第6章の(5)の2つめの・の①、②及び③に掲げる事項)に係る規定を欠いているもの。

- ・法令等に定める義務規定に相当する規定を欠いている場合において、当該義務がないものと誤認させるおそれがあるもの(例:法令は「A、B及びCの場合は…しなければならない。」と規定しているところ、「A及びCの場合は…しなければならない。」と規定し、Bを除外しているものなど)

- ・その他法令等の定めを違反し、法令等の解釈を誤らせるおそれがあるもの

- ・定款その他の内部規程と齟齬があり、法人、役員等(評議員、理事及び監事をいう。以下同じ。)並びに職員の行為を一義的に律することができないと考えられるもの。

③①及び②に該当しない場合であっても、規程を制定する役員等の善管注意義務違反があると認められるものとして、次のようなもの

- ・役員等の報酬等の支給の基準において定めるべきこととされている事項に係る定めを欠いているもの(例:本文中「別表のとおり」と規定しているのに、当該「別表」がないもの)・文言に誤りや不適切な部分があり、条文が規範としての体をなしていないもの

④その他

- ・当該規定が法人の実情に即していない場合において法人の実情と整合をはかるべく改正することが望ましいもの

- ・有用な規定を欠いている場合において、当該規定を設けることが法人運営に資するものと考えられるもの

◇法第45条の3第1項、第2項

社会福祉法人は、理事、監事及び評議員に対する報酬等について、厚生労働省令で定めるところにより、民間事業者の役員等の報酬等及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならない。

2 前項の報酬等の支給の基準は、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

◇ガイドラインIの冒頭の3つ目の○

内部規程が法令、通知若しくは定款に違反する場合又は当該規程が法人の実情に即していない場合で、当該規程の変更により是正が可能な場合には、当該規程の変更のための適切な

指導を行うこととする。

◇経営組織の第6章の（5）の2つめの・

①役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分・常勤

・非常勤別に報酬を定めること。

②報酬等の金額の算定方法

- (a) 報酬等の算定の基礎となる額、役職、在職年数など、どのような過程を経てその額が算定されたか、法人として説明責任を果たすことができる基準を設定すること。
- (b) 評議員会が役職に応じた一人当たりの上限額を定めた上で、各理事の具体的な報酬金額については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するといった規定は、許容される（国等他団体の俸給表等を準用している場合、準用する給与規程（該当部分の抜粋も可）を支給基準の別紙と位置づけ、支給基準と一体のものとして所轄庁に提出すること。）。
- (c) 評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において決定するという規定や、単に職員給与規程に定める職員の支給基準に準じて支給するというだけの規定は、どのような算定過程から具体的な報酬額が決定されるのかを第三者が理解することは困難であり、法人として説明責任を果たすことができないため、認められない。
- (d) 退職慰労金については、退職時の月例報酬に在職年数に応じた支給率を乗じて算出した額を上限に各理事については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するという方法も許容される。

③支給の方法

・支給の方法とは、支給の時期（毎月か出席の都度か、各月または各年のいつ頃か）や支給の手段（銀行振込みか現金支給か）等をいう。

## 第20. 【公表された役員等の報酬等の支給額について】

法人運営の透明性を確保する観点から、役員等の報酬等については、役員等の区分毎にその支給額の総額等を、厚生労働省の関係通知の定めるところにより、現況報告書に記載の上公表しなければならない（法第59条の2第1項第3号、規則第10条第3項第2号、法第45条の34第1項第4号、規則第2条の41第2～4号、審査基準第5の（4）、現況報告書記載要領【個別事項】2の（3-6）、3の（3-11）、（3-12）、4の（3-6））が、現況報告書に、真実の内容を記載していないもののほか、厚生労働省の関係通知に従って記載していない事案がみられた。

➡ 法人運営の透明性を確保する観点から、理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等については、役員等の区分毎にその支給額の総額を現況報告書に記載の上、公表しなければならない（法第59条の2第1項第3号、規則第10条第3項第2号、法第45条の34第1項第4号、規則第2条の41第2～4号、審査基準第5の（4）、現況報告書記載要領【個別事項】2の（3-6）、3の（3-12）、4の（3-6））。

➡ 公表する理事の報酬等の金額については、職員を兼務し職員給与を受けている理事がいる場合は、職員給与を受けている理事が1人であって個人の職員給与が特定されてしまうときを除くほか、職員としての給与を含めて公表する必要があることに留意すること（経営組織第6章の（6））。

### ◇法第59条の2第1項第3号

社会福祉法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

三 前条の規定による届出をしたとき 同条各号に掲げる書類のうち厚生労働省令で定める書類の内容

### ◇規則第10条第3項第2号

3 法第五十九条の二第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類（法人の運営に係る重要な部分に限り、個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除く。）とする。

二 法第四十五条の三十四第一項第二号に規定する役員等名簿及び同項第四号に規定する書類（第二条の四十一第十四号及び第十五号に規定する事項が記載された部分を除く。）

### ◇法第45条の34第1項第4号

社会福祉法人は、毎会計年度終了後三月以内に（社会福祉法人が成立した日の属する会計

年度にあつては、当該成立した日以後遅滞なく)、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、当該書類を五年間その主たる事務所に、その写しを三年間その従たる事務所に備え置かなければならない。

四 事業の概要その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書類

◇規則第2条の4 1 第2～4号

法第四十五条の三十四第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 二 当該終了した会計年度の翌会計年度(以下この条において「当会計年度」という。)の初日における評議員の状況
- 三 当会計年度の初日における理事の状況
- 四 当会計年度の初日における監事の状況

◇審査基準第5の(4)

法人は、毎会計年度終了後3月以内に、施行規則第9条に規定する方法により、計算書類等及び財産目録等を届け出なければならないこと(法第59条)。

また、計算書類、財産目録及び附属明細書(施行規則第10条の2第2号に掲げる部分に限る。)並びに事業の概要等(法第45条の3 4 第1項第4号)のうち施行規則第2条の4 1 第1号から第13号まで及び第16号に掲げる事項(以下「現況報告書」という。)並びに同条第14号に掲げる事項については、別に定める様式を用いて届け出ること。これらの届出については、施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により行うことが望ましいこと。

◇現況報告書記載要領【個別事項】2の(3-6)

評議員全員の報酬等の総額(前会計年度実績)

- 評議員全員の報酬等(実費相当の旅費又は費用弁償を除く)の総額(前会計年度の評議員に対して支出した実績額)を記載すること。

◇現況報告書記載要領【個別事項】3の(3-11)

理事報酬等の支給形態

- 各理事の理事報酬等の支給形態を「理事報酬及び職員給与ともに支給」・「理事報酬のみ支給」・「職員給与のみ支給」・「いずれも支給なし」のうちから選択すること。

◇現況報告書記載要領【個別事項】3の(3-12)

理事全員の報酬等の総額(前会計年度実績)

- 理事全員の報酬等(実費相当の旅費又は費用弁償を除く)を記載すること。なお、職員給与を受けている理事が1人であつて、個人の職員給与が特定されてしまう場合は、特例

として、職員給与の支給を受けている理事がいる旨を右のセルに明記した上で、当該理事の職員給与額を含めずに理事報酬等の総額として差し支えないこと（※）。

（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合、理事全員の報酬等の総額を記載した上で、右のセルで個人の職員給与が特定されるか否かを「特例有」・「特例無」のうちから選択すること。

◇現況報告書記載要領【個別事項】4の（3-6）

監事報酬の報酬等の総額（前会計年度実績）

○ 監事全員の報酬等（実費相当の旅費又は費用弁償を除く）の総額（前会計年度の監事に対して支出した実績額）を記載すること。

## 第21.【現金残高の確認について】

現金の残高の確認については、出納職員が、毎日の現金出納終了後、その残高と帳簿残高を照合し、会計責任者に報告するとともに、報告を受けた会計責任者はその事実の内容を確認する体制としている（経理規程例であれば第30条第1項、第3項）が、この照合、報告及び確認を行っていない、又は、行っても現金の残高と帳簿残高の不一致を検出できず、チェックが機能していない事案がみられた。

- ➡ 法人における予算の執行及び資金等の管理に関しては、会計責任者と出納職員（小口現金取扱者を含む。）との兼務を避けるとともに、内部牽制に配慮した業務分担によるダブルチェックを行う等、適正な会計事務処理に努めなければならない（留意事項1の（1））。
- ➡ 現金残高の確認については、出納職員が、毎日の現金出納終了後、その残高と帳簿残高を照合し、会計責任者に報告するとともに、報告を受けた会計責任者はその事実の内容を確認する体制をとることとするなど、経理規程等でその業務分担を明確にしておく必要がある（経理規程例改定版第30条第1項）
- ➡ また、前記の報告及び確認の方法としては、報告及び確認の都度金種表等に押印（またはサイン）をすることとし、現金残高、小口現金出納帳及び金種表等の残高に相違が生じないように留意すること。

### ◇留意事項1の（1）

法人における予算の執行及び資金等の管理に関しては、あらかじめ運営管理責任者を定める等法人の管理運営に十分配慮した体制を確保すること。

また、内部牽制に配慮した業務分担、自己点検を行う等、適正な会計事務処理に努めること。

### ◇経理規程例改定版第30条

出納職員は、現金について、毎日の現金出納終了後、その残高と帳簿残高を照合し、会計責任者に報告しなければならない。

2 出納職員は、預貯金について、毎月末日、取引金融機関の残高と帳簿残高とを照合し、当座預金について差額がある場合には当座預金残高調整表を作成して、会計責任者に報告しなければならない。

3 前二項の規定により報告を受けた会計責任者はその事実の内容を確認しなければならない。

## 第22.【基本財産である土地を、その他財産として貸借対照表に計上している場合について】

基本財産に帰属する土地、及び基本財産に帰属する土地に施した工事に係る支出が当該土地の性能の向上又は改良に要する支出に該当する場合における当該工事については、「固定資産（基本財産）」の「土地」の勘定科目を用いて貸借対照表に計上しなければならない（留意事項 別添3 勘定科目説明 3. 貸借対照表勘定科目の説明、経理規程例であれば第51条第1項）が、基本財産に帰属する土地、又は基本財産に帰属する土地に施した工事に係る支出が当該土地の性能の向上又は改良に要した支出に該当する場合における当該工事について、基本財産以外に帰属する土地に用いる科目である大区分の「固定資産（その他の固定資産）」の中区分の「土地」の勘定科目を用いて貸借対照表に計上している事案がみられた。

- ➡ 貸借対照表に記載する勘定科目は、会計省令別表第三及び留意事項別添3に定める「勘定科目説明」に従って記載しなければならない（会計省令第28条、留意事項25（1））。
- ➡ 基本財産に帰属する土地については、固定資産（基本財産）の「土地」の勘定科目を用いて計上しなければならない。また、基本財産に工事を施した場合において、その支出が固定資産の性能の向上、改良、又は耐用年数を延長するために要した支出に該当するときは、これを当該基本財産の価額に加算しなければならない（経理規程例改定版第51条第1項）から、この場合も「固定資産（基本財産）」の「土地」の勘定科目を用いて貸借対照表に計上しなければならない。
- ➡ また、法人が建物と共にその敷地を取得した場合、その取得から概ね1年以内に建物の取壊しに着手するなど、初めからその建物を取壊して土地を利用することが明らかな場合は、建物の取壊しに要した費用及び取壊しのときの帳簿価格は土地の取得価格に計上する必要があるため、そのような場合には留意すること（タックスアンサーNo.5401）。

### ◇留意事項25（1）

#### （1）計算書類の勘定科目

勘定科目は別添3に定めるとおりとする。

会計基準省令第1号第1～第3様式、第2号第1～第3様式は、勘定科目の大区分のみを記載するが、必要のない勘定科目は省略することができる。ただし、追加・修正はできないものとする。会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式は、勘定科目の小区分までを記載し、必要のない勘定科目は省略できるものとする。

また、会計基準省令第3号第1～第4様式は、勘定科目の中区分までを記載し、必要

のない中区分の勘定科目は省略できるものとする。

運用上の取り扱い別紙3（⑩）及び別紙3（⑪）については、勘定科目の小区分までを記載し、必要のない勘定科目は省略できるものとする。

勘定科目の中区分についてはやむを得ない場合、小区分については適当な勘定科目を追加できるものとする。

なお、小区分を更に区分する必要がある場合には、小区分の下に適当な科目を設けて処理することができるものとする。

また、計算書類の様式又は別添3に規定されている勘定科目においても、該当する取引が制度上認められていない事業種別では当該勘定科目を使用することができないものとする。

#### ◇会計省令第28条

貸借対照表に記載する勘定科目は、別表第三のとおりとする。

#### ◇留意事項25（1）

勘定科目は別添3に定めるとおりとする。

#### ◇留意事項 別添3 勘定科目説明 3. 貸借対照表勘定科目の説明

基本財産に帰属する土地をいう。

#### ◇経理規程例改定版第51条第1項

固定資産の性能の向上、改良、又は耐用年数を延長するために要した支出は、これをその固定資産の価額に加算するものとする。

#### ◇タックスアンサーNo.5401

法人が建物の敷地を建物とともに取得した場合または自社の土地の上にある借地人の建物を取得した場合で、その取得後おおむね1年以内にその建物の取壊しに着手するなど、初めからその建物を取り壊して土地を利用する目的であることが明らかな場合には、その建物の取壊しのときの帳簿価額と取壊費用の合計額（廃材の処分によって得た金額があるときは、それを控除した金額）は、その土地の取得価額に算入することとされています。

しかし、初めは建物を事業に使用する目的で取得したが、その後やむを得ない理由が生じたことにより、その使用をあきらめなければならないような場合には、その取得後おおむね1年以内にその建物を取り壊したときであっても、その建物の帳簿価額と取壊費用の合計額は、土地の取得価額に含めないで、取り壊したときの損金の額に算入することができます。

### 第23. 【登記事項（資産の総額を除く）の変更登記について】

法人は、登記事項（資産の総額を除く）に変更がある場合は、政令の定めるところにより、変更を生じた時から2週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない（法第29条第1項、組合等登記令（昭和39年政令第29号）第3条第1項）が、既存の事業と異なる事業を開始し、又は既存の事業を廃止したにもかかわらず、変更登記を行っていない事案や、代表権を有する者の氏名、住所及び資格に変更を生じたにもかかわらず変更登記を行っていない事案がみられた。

➡ 法人は、登記事項の変更がある場合は、資産の総額以外の登記事項の変更については、変更が生じたときから2週間以内に、変更の登記をしなければならない（法第29条第1項、組合等登記令第3条第1項）。

➡ また、法人の目的及び業務に変更が生じた場合は、変更登記の前に定款の変更を要することに留意すること（法第31条第1項、法第32条、法第45条の36）。

#### ◇法第29条第1項

社会福祉法人は、政令の定めるところにより、その設立、従たる事務所の新設、事務所の移転その他登記事項の変更、解散、合併、清算人の就任又はその変更及び清算の終了の各場合に、登記をしなければならない。

#### ◇組合等登記令第3条第1項

組合等において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

#### ◇法第31条第1項

社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生労働省令で定める手続に従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。

- 一 目的
  - 二 名称
  - 三 社会福祉事業の種類
- 以下略

#### ◇法第32条

所轄庁は、前条第一項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請に係る社会福祉法人の資産が第二十五条の要件に該当しているかどうか、その定款の内容及び設立の手続が、法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該定款の認可を決

定しなければならない。

◇法第45条の36

定款の変更は、評議員会の決議によらなければならない。

- 2 定款の変更(厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 第三十二条の規定は、前項の認可について準用する。
- 4 社会福祉法人は、第二項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

## 第24.【随意契約を複数業者からの見積り合わせによらずに行うこと（1社随契）について】

入札通知1の(3)のイ以下に規定する契約については、複数業者からの見積り合わせによらず、市場価格調査等により判断した適正な価格による随意契約（以下「1社随契」という。）を行うことができる（徹底通知5の(3)のエ）が、1社随契によることができる合理的な理由がある場合に該当することにつき疑義がある事案のほか、市場価格調査等により適正な価格を客観的に判断しているとは認められない事案がみられた。

- ➡ 入札通知1の(3)のイ以下に規定する契約については、合理的な理由が明らかである場合に限り、複数業者からの見積り合わせによらず、市場価格調査等により判断した適正な価格による1社随契により契約を行うことができる（徹底通知5の(3)のエ）。
- ➡ 1社随契を締結する場合は、合理的な理由があると判断した理由及び業者（相手方）の選定理由（その業者と契約を締結することが最も良いと判断した理由）並びに契約価格が適正な価格であると判断した市場価格調査等による客観的根拠を明らかにしたうえで、契約を締結すること。
- ➡ 以上述べたように、1社随契によることができないわけではないが、複数業者の見積りを比較する方法によらずに適正な価格を客観的に判断することは困難であることが多いことから、強いて1社随契に当てはめて契約を行おうとするのではなく、競争入札により、又は入札通知1の(4)において、契約の種類及び1件当たりの予定価格の区分に応じて規定する数の業者から見積りを徴し、比較することにより、適正な価格を客観的に判断するようにすること。

### ◇入札通知1の(3)のイ以下

イ 契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合

- ① 不動産の買入れ又は借入れの契約を締結する場合
- ② 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達成することができない場合
- ③ 既設の設備の密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生じる恐れがある設備、機器等の増設、改修等の工事を行う場合
- ④ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができない場合
- ⑤ 契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は物質である場合

⑥ 日常的に消費する食料品や生活必需品の購入について、社会通念上妥当と認められる場合

以下略

◇入札通知1の(4)

価格による随意契約((3)アの契約をいう。)は、3社以上の業者から見積もりを徴し比較するなど、適正な価格を客観的に判断すること。ただし、契約の種類に応じて、下記の金額を超えない場合には、2社以上の業者からの見積もりで差し支えないこと。

- ・ 工事又は製造の請負：400万円
- ・ 食料品・物品等の買入れ：300万円
- ・ 上記に掲げるもの以外：200万円

また、見積もりを徴する業者及びその契約の額の決定に当たっては、公平性、透明性の確保に十分留意することとし、企画競争等を行うことが望ましいこと。

なお、継続的な取引を随意契約で行う場合には、その契約期間中に、必要に応じて価格の調査を行うなど、適正な契約の維持に努めること。

◇徹底通知5の(3)のエ

エ 物品の購入等については、競争入札や複数業者からの見積合わせ、市場価格調査等により適正に行われているかを確認されたいこと。不適正な契約が行われている場合には、その是正について指導を徹底されたいこと。